

修了要件について

1. 修士課程

(1) 修了要件

修士課程の修了には、2年以上在学し、指導教員の指導のもとに授業科目より30単位（法律学専攻は32単位、国際政治学専攻は32単位、公共政策学専攻は36単位、サステナビリティ学専攻は36単位）以上を修得し、修士論文の審査ならびに最終試験に合格しなければなりません。

ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、別に定めるところにより1年以上在学すれば足りるものとします。

修士論文は、各研究科が認めた場合に限り当該専攻分野の特定の課題に関する研究成果をもって、これに代えることができます。

(大学院学則第22条参照)

※修了要件の詳細は各専攻の履修案内のページを参照してください。

2. 博士後期課程

(1) 修了要件

博士後期課程の修了には、3年以上在学し、指導教員の指導によりそれぞれの専攻に示された博士後期課程の授業科目を履修または単位修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査ならびに最終試験に合格しなければなりません。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、別に定めるところにより1年以上在学すれば足りるものとします。

なお、修士課程を1年で修了した者については、博士後期課程に2年以上在学しなければなりません。

(大学院学則第26条参照)

※修了要件の詳細は各専攻の履修案内のページを参照してください。

(2) 指導教員への研究成果の報告

博士後期課程は、専攻が定める科目を履修または単位修得するだけでなく、研究指導を受け博士論文をまとめることを目的とします。したがって毎年、当該年度の研究成果を報告書にまとめ、1月末日までに指導教員へ提出しなければなりません。(詳細は指導教員に確認してください。)

(3) 研究論文の発表

博士後期課程に在籍する者は、指導教員の指導を受けて研究論文（在学中に1篇以上）を『法政大学大学院紀要』に寄稿しなければなりません。(詳細は指導教員に確認してください。)

※(2)・(3)について各専攻で別の規程がある場合は、専攻の規程によります。

- 英文学専攻における博士論文執筆の手続きについては『法政英文WEB』の大学院英文学専攻のページで公開している「課程博士論文ガイドライン」を参照してください。
- 心理学専攻における修了要件については『法政心理ネット』で公開している「法政大学大学院人文科学研究科心理学専攻博士後期課程修了要件(内規)」を参照してください。

< 単位制度について >

単位制度とは、法政大学学則および大学院学則に定められた一定の基準にしたがって授業科目を履修し、所定の試験に合格することにより、その授業科目の単位を修得していく制度です。

単位の修得にあたっては、履修を終了した科目について、平素の学習状況、出席状況、および筆記試験またはレポート・論文などによる成績評価の結果、合格した場合に与えられます。